

被通知人 五十嵐幸枝 殿

## 第1 請求の趣旨

私は、貴殿の発言を原因とする私への名誉毀損等の事件につき、貴殿に対し来る平成28年12月30日までに下記事項の履行を求める。

1. 一般社団法人山形県診断協会が開設するホームページサイト (URL: <http://shindan.cc/>) のトップページに、平成28年12月30日から同29年6月30日までの間、次の謝罪文を掲載する。

「平成26年1月の会合の席で当協会代表理事 五十嵐幸枝が発言した

『山形県が五十嵐幸枝に対して、山形県中小企業診断協会から和多田惇氏の除名を要請された』

とする事実は全くありませんでした。当発言は、当山形県中小企業協会代表理事 五十嵐幸枝による和多田惇氏への名誉及び信用の毀損並びに同氏の中小企業診断士としての業務妨害を目的とする行為でした。和多田惇氏及び取引先関係者及び関係機関に多大の迷惑をかけたことに対し謝罪し、深くお詫びします。」

2. 上記の不法行為となる名誉毀損行為に対し、来る平成28年12月31日までに慰謝料200万円を支払え。

## 第2 請求の原因

上記請求の原因は次のとおりである。

1. 被通知人は、平成26年1月17日、山形市幸町5番22号所在の株式会社大庄「日本海庄や山形駅前店」で開催された山形県中小企業診断協会主催の研修会において、公益財団法人山形県企業振興公社、山形県経営改善経営支援センターの専門相談員、永岡仁ほか計10余名の参加者の面前で通知者に対し、次のことを言った。

(1) 「山形県職員からではなく山形県から、山形県中小企業診断協会の会員の和多田惇を辞めさせるよう言われている。」

(2) 「ストーカー行為もされ近所の人にもちゃんと変な人がいるから気を付けて下さいよって、気持ちの悪いことはやめて下さいよって、気持ちの悪いことはやめて下さい。警察の人にも言いましたよ。」

2. 上記1.(1)の発言については、通知人が、山形県 県知事 吉村美栄子に対し、被通知人の発言内容につき、山形県としての当該発言の事実認否を内容証明郵便物により照会したところ、山形県からは、平成28年11月30日付け文書により次の回答があった。

「照会ありました件について調査したところ、山形県が五十嵐幸枝氏に対して、山形県中小企業診断協会から和多田惇氏を辞めさせるように要請した事実はありません。」

と。

3. 上記1.(2)の発言については、通知人は、この場所にはこれまでに一度も行ったことがないので、通知人がこの場所で行ったとする事件は起こり得ない。この件につき被通知人からは、通知人がこの場所に行っ

て事件を起こしたとする事件を特定する証拠は全く示されていない。更に被通知人が当該発言事実を警察に届け出たという事実も確認できない。

4. 上記1. の発言は、公益財団法人山形県中小企業振興公社職員で、高度の注意義務を負う山形県経営改善支援センターの専門相談員 永岡仁及び診断協会会員らを含む計10余名の参加者の前で、被通知人が上記第2. 1. (1) および同(2) の発言を行った。高度の注意義務を負う永岡仁氏が被通知人の発言内容につき事実否定を行わなかったことから、他の参加者からは被通知人の発言内容が、高度の注意義務を負う永岡仁氏から事実認諾を得た当然の発言と理解され、当該発言により通知人は著しい名誉毀損を受けた。その後通知人は、被通知人の発言事実及び内容につき、山形県及び公益財団法人山形県企業振興公社に対し電話で通知したが、両機関からは被通知人発言内容にたいする事実認否が得られなかった。

5. そのためやむを得ず、上記2. により山形県に対し、内容証明郵便物で発言事実及び内容を通知し、それに対する回答請求を行った結果、上記2. の回答を得た。

6. 上記1. の被通知人の発言によって通知人は、被通知人及び参加者らが発した虚偽の風説の流布行為により著しい名誉毀損を被った。その結果、通知人の中小企業診断士としての資格信用にも著しい信用毀損するに至った。

7. よって、通知人は被通知人に対し、第1の請求の趣旨に記載の事項の履行を求めるものである。

平成28年12月16日

通知人 和多田 惇

複写

複写

複写

(付記)

差出人 〒998-0013  
山形県酒田市東泉町4丁目13-16

受取人 〒999-7638  
山形県鶴岡市藤岡字イカリ田13

和多田 惇

五十嵐 幸枝様

この郵便物は平成28年12月19日  
第10275396121号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番：2016121908065100100000号

